

具体的事例で伝える！
「お一人様」のための
相続・生前対策

 IRIS Certified Public
Tax Accountant's
Corporation

アイリス税理士法人

相続・贈与相談センターのご紹介

アイリス税理士法人は『相続・贈与相談センター赤坂支部』を運営しております



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、税法・不動産・保険等、
相続・贈与に関するワンストップサービスが受けられます。

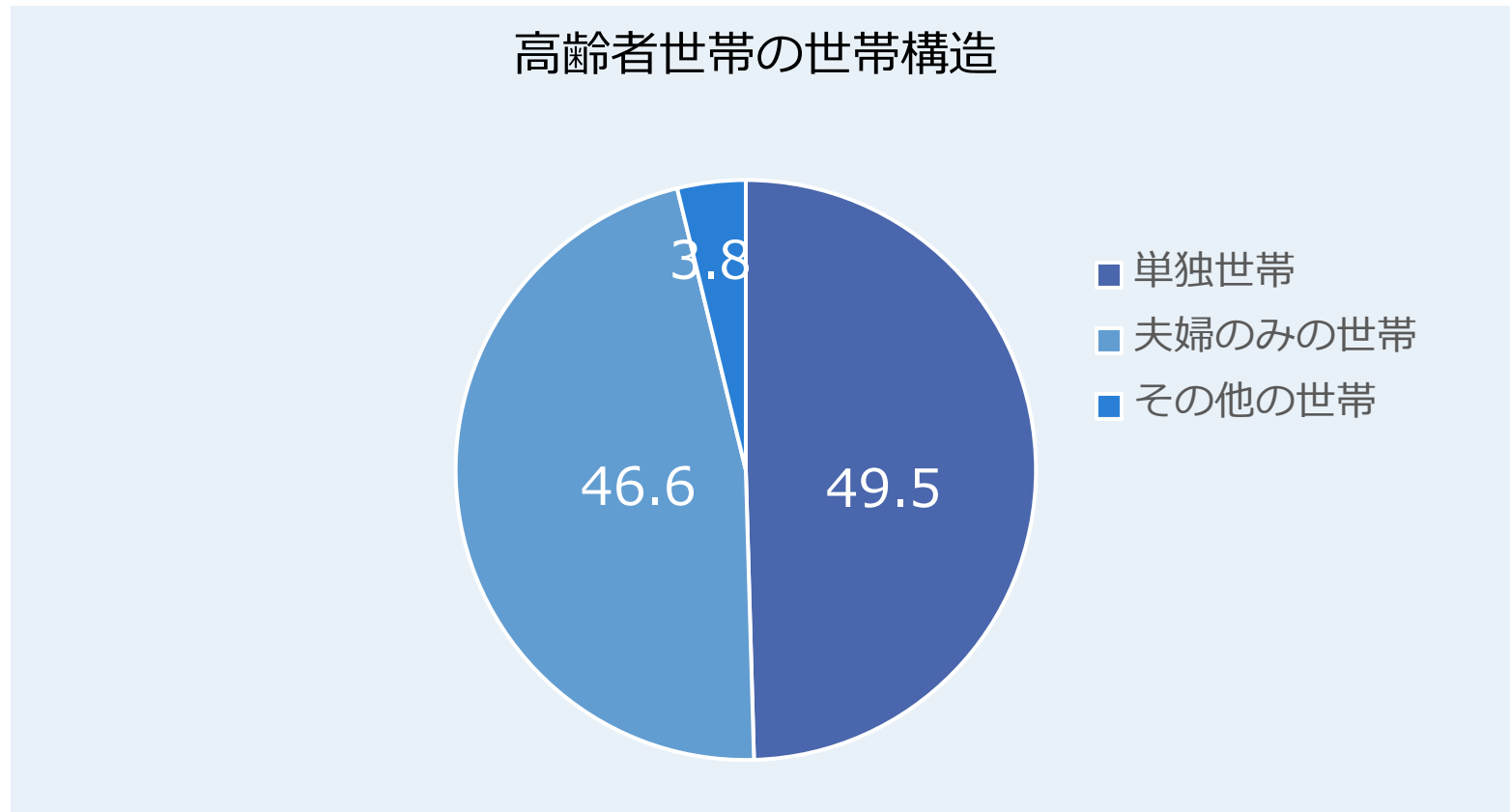
- ① 「お一人様」のマーケット動向
- ② 士業による「お一人様」5つのサポート
 - ① 任意後見契約
 - ② 身元保証委託契約
 - ③ 公正証書遺言書
 - ④ 死後事務委任契約
 - ⑤ 尊厳死宣言書
- ③ 「お一人様社長」のためのサポート

1

「お一人様」の マーケット動向

1. 「お一人様」のマーケット動向

「高齢者世帯」の単独世帯の割合 → **49.5%**



「**単独世帯**」が736万9千世帯（高齢者世帯の**49.5%**）、
「夫婦のみの世帯」が693万8千世帯（同46.6%）となっている

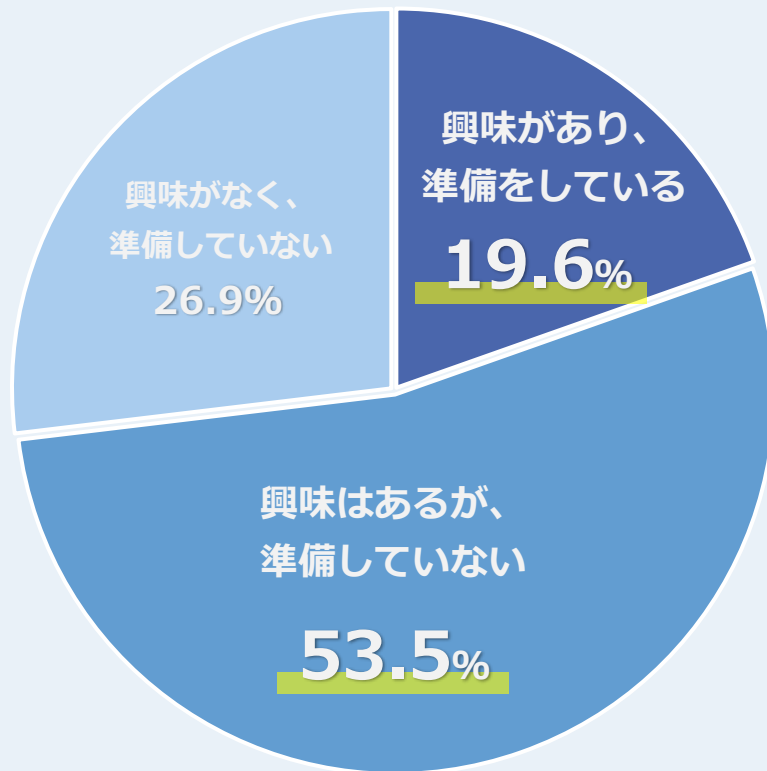
※厚生労働省「令和1年国民生活基礎調査の概況」のデータに基づく

1. 「お一人様」のマーケット動向



あなたご自身の終活（ソロ終活）について、現在の状況をお答えください。
※終活…死期に備えて生前のうちに準備を行うこと

ソロ終活の状況割合 (N=556)



ソロ終活に「興味がある」

73.1%

しかし・・・

全体の2人に1人は
「興味はあるが、準備していない」
と回答

出典：鎌倉新書【第1回】おひとりさまの「ソロ終活」に関する実態調査（2019年）

1. 「お一人様」のマーケット動向

Q ソロ終活に不安を感じる理由を教えてください。

- 孤独死を避けたいし、葬式は最低限してもらえるのか不安
- 子供がおらず、何をどこに依頼しておけばよいのか分からない。
- 夫婦二人の生活で片方がいなくなった時に一人ですべて準備ができるだろうか。
- 認知症が進み、自分で自分がコントロールできなくなるのが怖い。
- 不動産を含む財産処分や雑務について誠実に執行してくれる人がいるか。

「託す人がいない」「孤独死」
「専門知識がない」

Q ソロ終活に不安を感じない理由を教えてください。

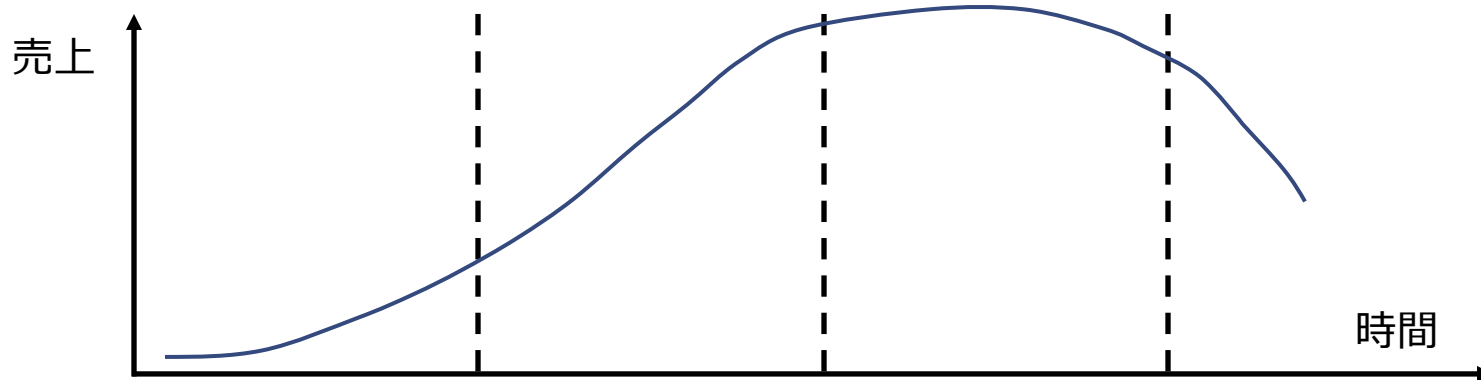
- 資産もあり、生活に不安がないため
- 元気で色々準備できるため
- 終活を終えている
- 一番不安だった墓じまいを完了した
- 自分でできることは全て済ませた

「準備している」
「生活そのものに不安がない」

出典：鎌倉新書【第1回】おひとりさまの「ソロ終活」に関する実態調査（2019年）

1. 「お一人様」のマーケット動向

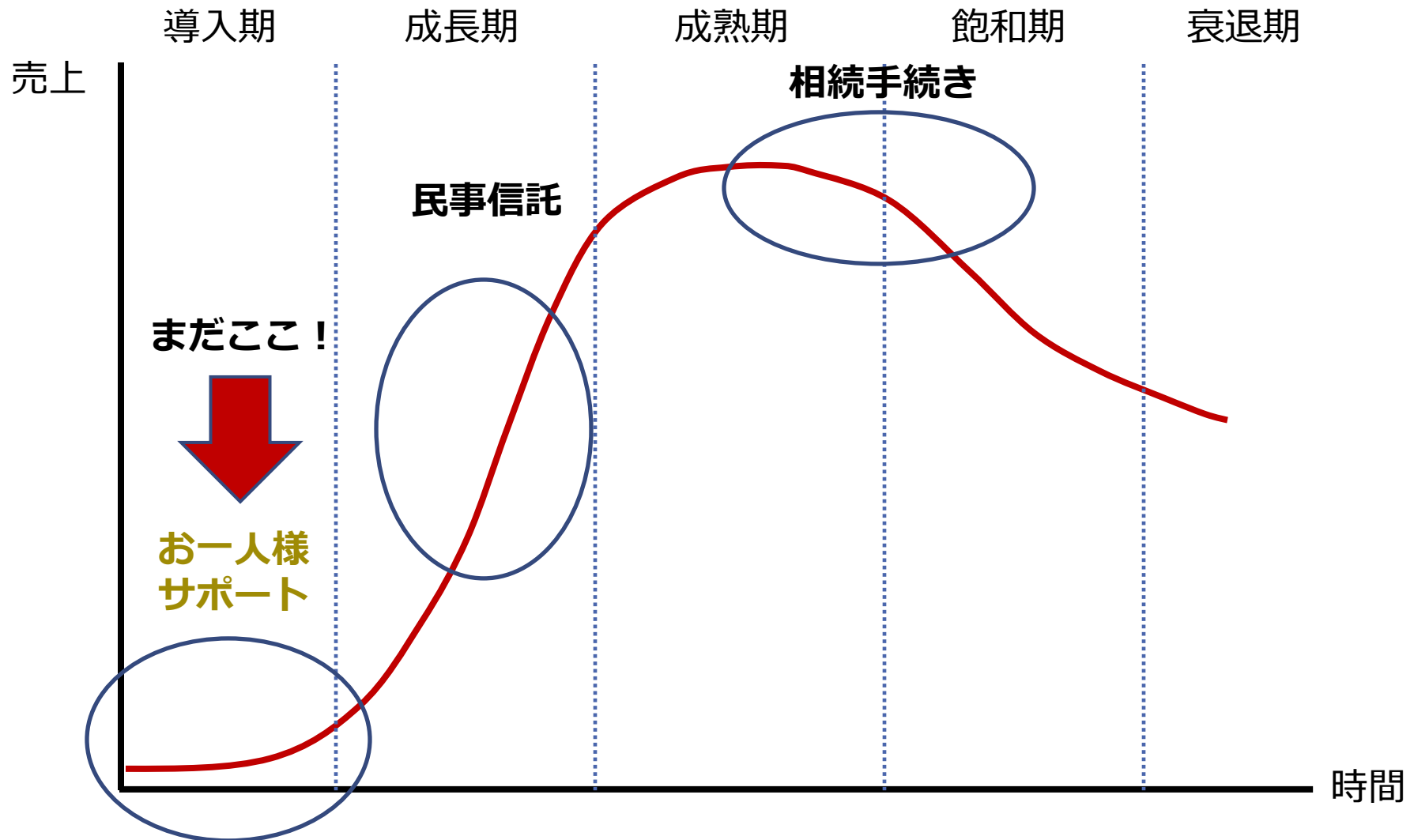
プロダクトライフサイクルとは、製品・サービスを市場に投入してから消えるまでのサイクルをあらわしたものだ。サイクルは4段階あり、それぞれのサイクルの特徴を知ることによって、市場における自社の製品の立ち位置や、戦略を立てることができる。



ステージ	導入期	成長期	成熟期	衰退期
売上	低水準	急成長	維持・ピーク	低下
資金需要	高水準	高水準(比率は低下)	低下	低下
競合	ほとんどなし	増加	安定・減少	減少
顧客	先駆者	初期採用者	マス・市場全体	遅滞者

出典：『マーケティング原理 第9版 基礎理論から実践戦略まで』
『ライフサイクル・イノベーション』
<https://toyokeizai.net/articles/-/9215?page=2>

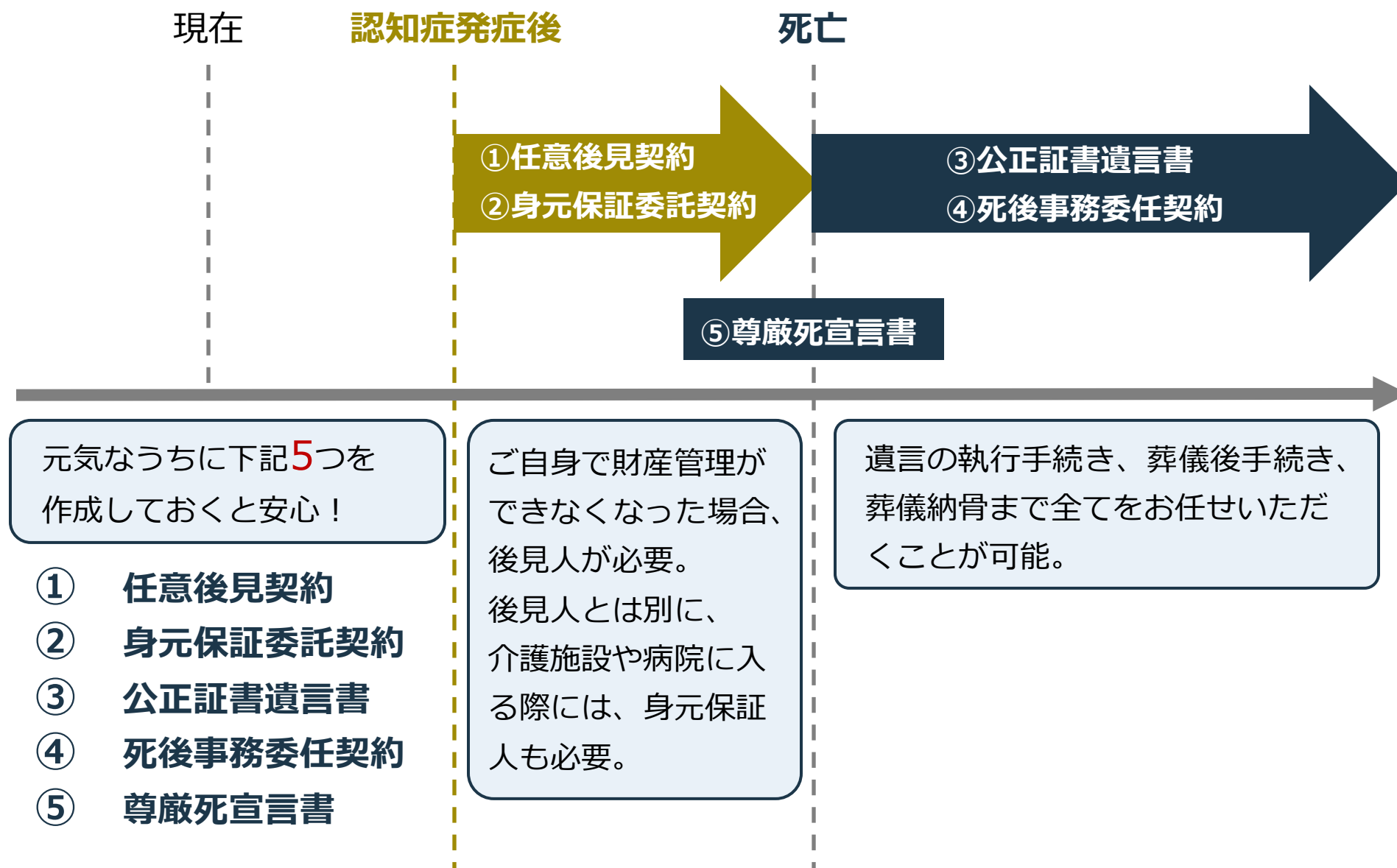
1. 「お一人様」のマーケット動向



2

士業による 「お一人様」 5つのサポート

2. 士業による「お一人様」5つのサポート



2. 士業による「お一人様」5つのサポート

サポート事例①

Aさん

千葉県在住、60代女性、配偶者とは離別
兄弟姉妹がいるが不仲
元キャリアウーマンで多趣味

サポート事例②

Bさん

神奈川県在住、60代男性、婚姻歴なし
両親他界、兄弟なし
身体に障がいを持っているが定年まで勤務し退職

サポート事例③

Cさん

都内在住、40代女性、配偶者と死別
父と同居（母はご逝去）、子なし
仲の良いご夫婦で悲しみも深かったが、
気持ちや生活を立て直していくために前向きになられた

2. 士業による「お一人様」5つのサポート

① 任意後見契約とは？

元気なうちに「自分の**後見人**となる人」を決めておく契約

Point

1. 後見人:認知症となり判断能力がなくなった場合に「財産管理」と「身上監護」をしてくれる人
2. ご親族やご友人も後見人になることができる。
3. 税理士を後見人にすることもできる。

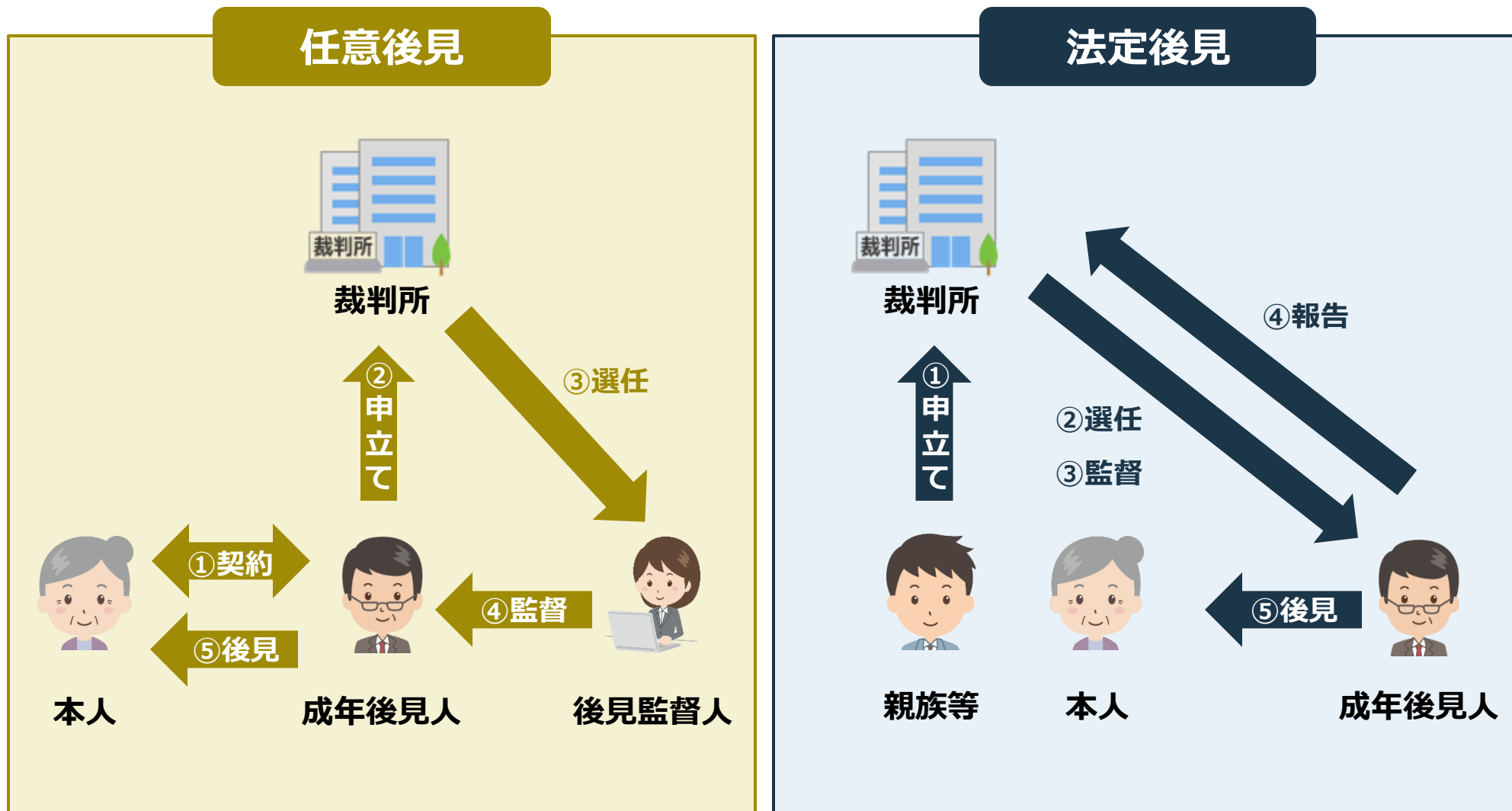
メリット

予め自分の希望する人を後見人にすることができ、
介護や医療等について自分の希望を伝えておくことができる。

Cf. 判断能力がなくなった後に選任される「法定後見制度」では、
自分の希望する人を後見人にすることができない。

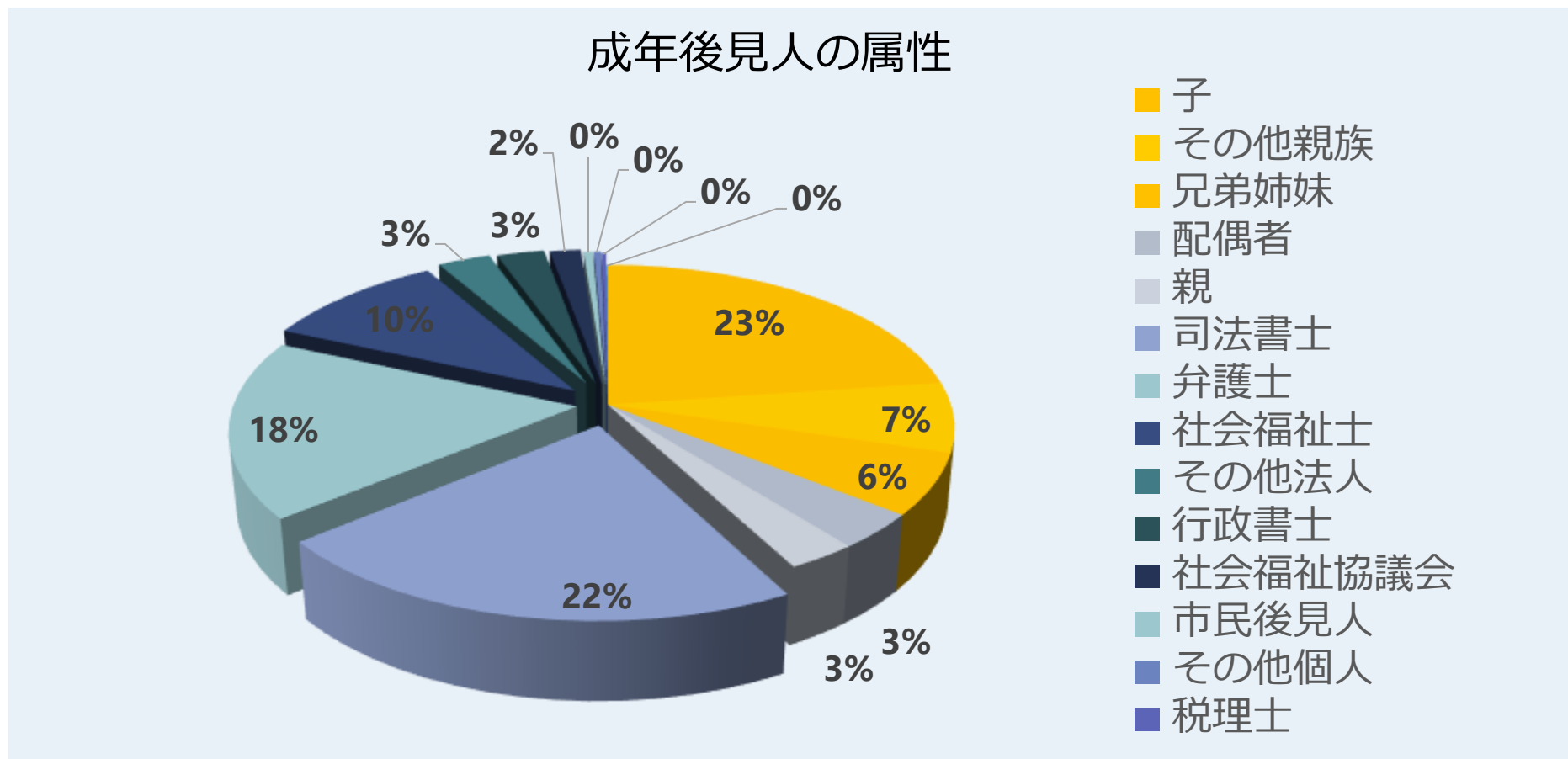
2. 士業による「お一人様」5つのサポート

① 任意後見契約とは？



2. 士業による「お一人様」5つのサポート

① 任意後見契約とは？



親族以外の成年後見人が **58%**

2. 士業による「お一人様」5つのサポート

② 身元保証委託契約とは？

元気なうちに「自分の**身元保証人**となる人」を決めておく契約

Point

1. 介護施設や病院に入る場合、身元保証人が必要になる。
2. 身元保証人は本人と連帯して債務を負う。
3. 後見人と身元保証人は兼ねることができない。

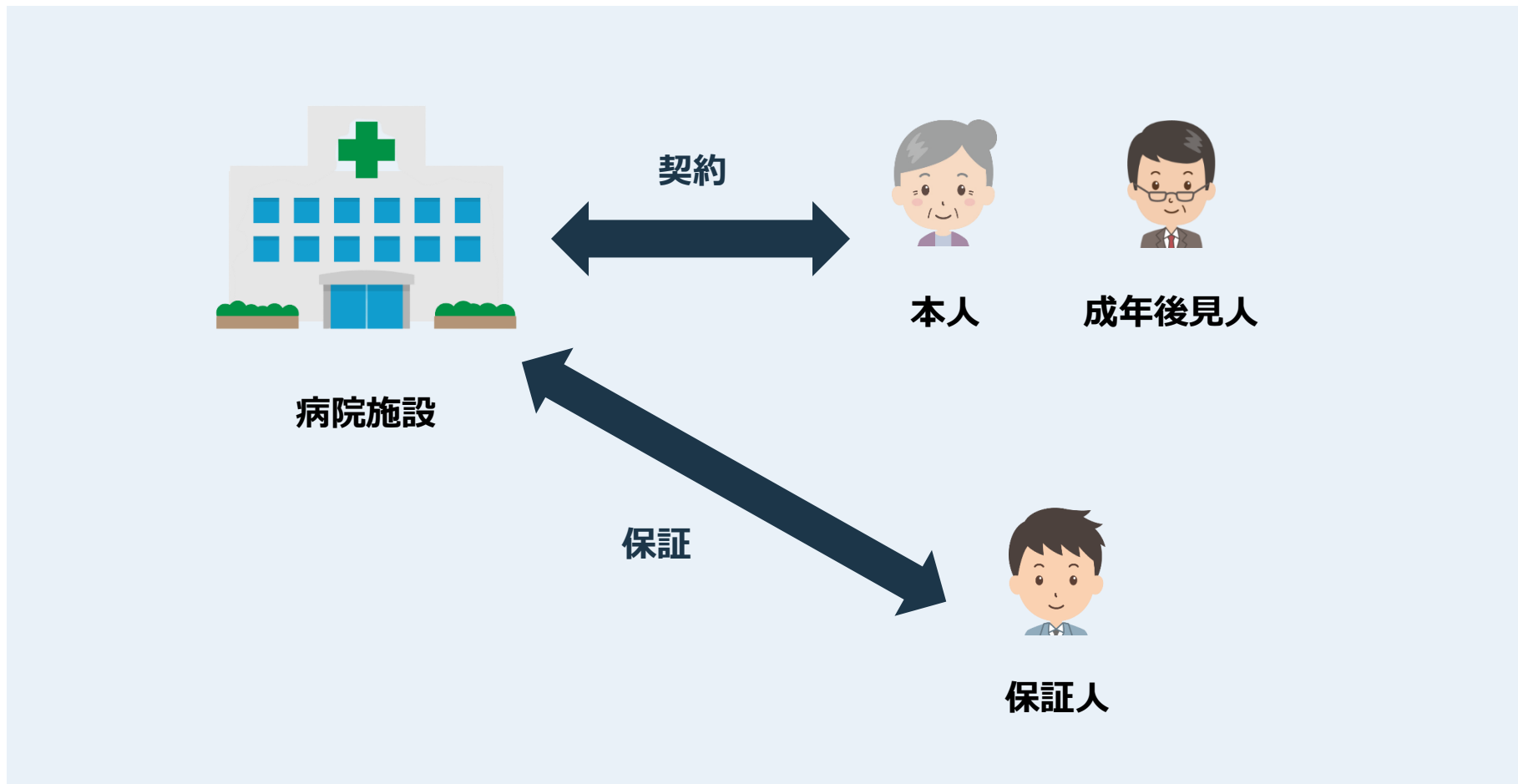
メリット

身元保証委託料を払っておくことで、
気兼ねなく自分の身元保証人（身元引受人）になってもらえる。

2. 士業による「お一人様」5つのサポート

② 身元保証委託契約とは？

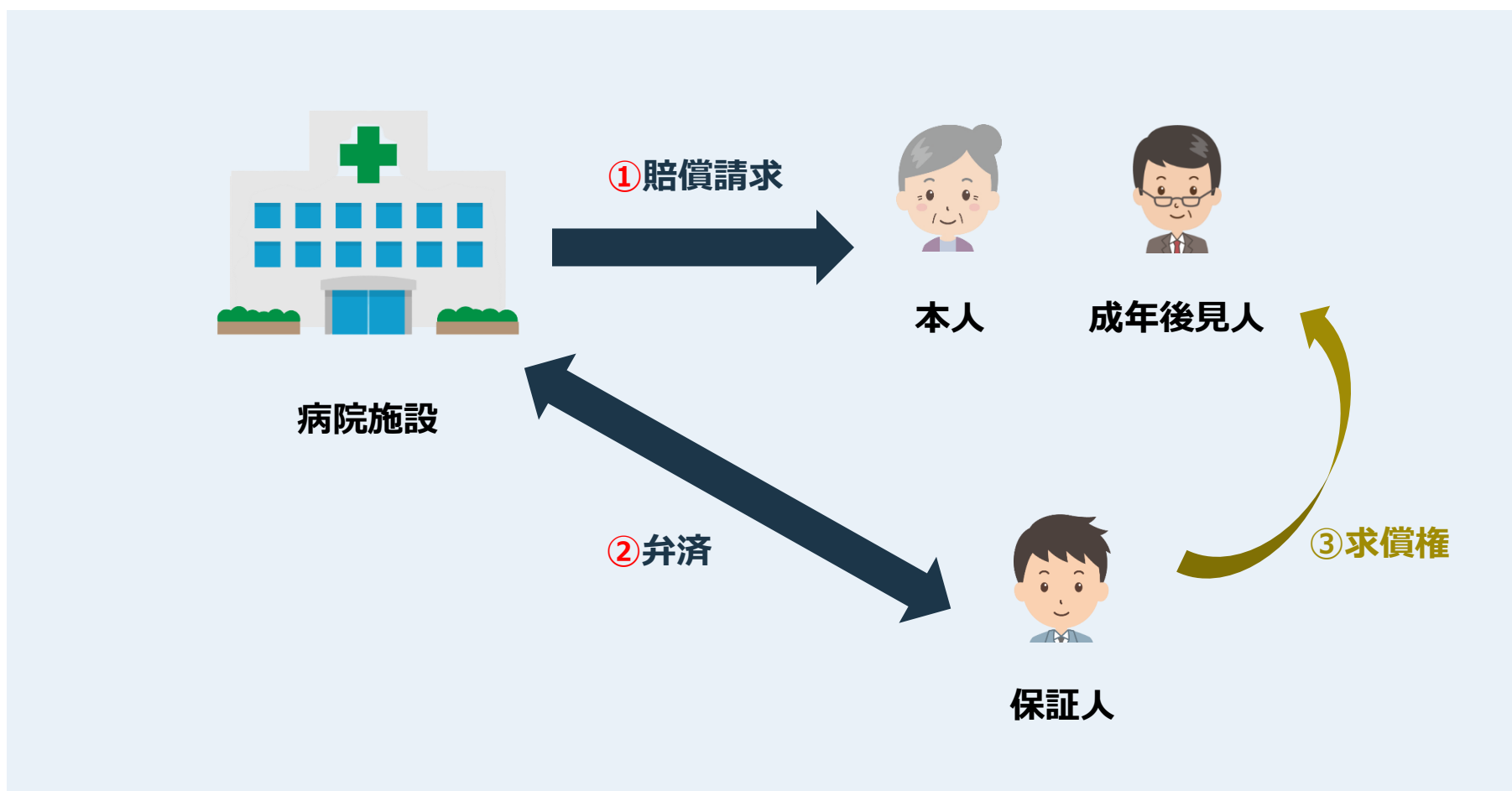
後見人が身元保証人になることは**利益相反となる恐れ**があるので控える。



2. 士業による「お一人様」5つのサポート

② 身元保証委託契約とは？

後見人が身元保証人になることは**利益相反となる恐れ**があるので控える。



2. 士業による「お一人様」5つのサポート

③ 公正証書遺言とは？

元気なうちに「自分の亡き後の**財産**」について残しておく書面

Point

1. 自筆証書遺言に比べ、後から法的なトラブルが生じることがない。
2. 遺言を保管してもらえるので紛失や破棄のおそれがない。
3. 遺言執行の段階で手続きが簡易（検認不要）かつ確実。

Cf. 遺言の種類とは？

- ① 公正証書遺言
- ② 自筆証書遺言
- ③ 秘密証書遺言



ほとんどの場合

- ① 公正証書遺言又は② 自筆証書遺言

2. 士業による「お一人様」5つのサポート

③ 公正証書遺言とは？

公正証書遺言と自筆証書遺言の比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言
費用	10数万円～	原則費用はかからない
作成方法	公証人と証人の2名	1人で可能
場所	公証役場、自宅、病院等	どこでも可
適法性リスク	低	高
遺言能力リスク	低	高
未発見リスク	低	高
検認	不要	必要

2. 士業による「お一人様」5つのサポート

③ 公正証書遺言とは？

遺言執行者：遺言者に代わって**遺言の内容を実現**させる人

Point

1. 遺言を作成した場合には必ず遺言執行者の記載をする
2. 専門家（税理士、司法書士等）を指定する
3. 順位をつけて指定することも出来る

メリット

1. 相続人であっても自由に相続財産を処分できなくなる(民法1013条)。
2. 遺言執行者がいないと、**相続人全員の関与が必要**になる。
3. 専門家を指定している場合には、複雑な法律行為も解決が可能。

2. 士業による「お一人様」5つのサポート

③ 公正証書遺言とは？

遺言執行者に遺贈先の選定を委託することの可否

原則＝遺言代理の禁止

遺贈すべき財産の範囲を確定しただけで、受遺者の選定及びこれに対する遺贈額の割当を第三者に一任した遺言は無効である（大判昭14・10・13）

「遺産は一切の相続を排除し、全部を公共に寄与する」と記載した遺言を遺言執行者に託した事例

→遺産の利用目的が公益目的に限定されている上、被選定者の範囲も前期の団体等に限定され・・・選定者における選定権乱用の危険も認められないのであるから、本件遺言は効力を否定するいわれはない（最三小判平5・1・19）

※ただし、できるだけ遺言者が受遺者を選定しておくことが望ましい。

2. 士業による「お一人様」5つのサポート

④ 死後事務委任契約とは？

元気なうちに「自分の**死後事務**」について託しておく契約

Point

1. 死後事務 = 葬儀、納骨、葬儀後手続き全般のこと。
2. 遺言で書いても拘束力がない事項について盛り込む。

メリット

自分が亡き後のことについて、親族など頼る方がいない場合、迷惑をかけたくない場合に諸事について託す人を予め決めておくことができる。

2. 士業による「お一人様」5つのサポート

④ 死後事務委任契約とは？

亡き後の事務について、元気なうちに委任しておくことが可能。ご自身の意思を反映させたご葬儀を事前契約することができ、費用についても信託会社へ預けることができる。

死後事務サポート例

1. 希望した方への訃報連絡
2. 葬儀・火葬手続きの手配、費用支払い
3. 埋葬・散骨に関する手続き
4. 病院・医療施設の退院・退所手続き
5. 公共サービス等の解約・精算手続き
6. 住民税・固定資産税の納税手続き
7. 遺品整理に関する手続き
8. 住居引き渡しまでの管理、退去手続き
9. 住居内の遺品整理立会
10. 相続財産管理人の選任申立て



2. 土業による「お一人様」5つのサポート

④ 死後事務委任契約とは？

死後事務費用について信託の利用

葬儀費用や遺品整理費用を含めた、お亡くなりになった後に必要となる費用を信託会社（内閣総理大臣の登録を受け財産管理機能を有する会社）の信託口座で管理。

信託の特徴とメリット

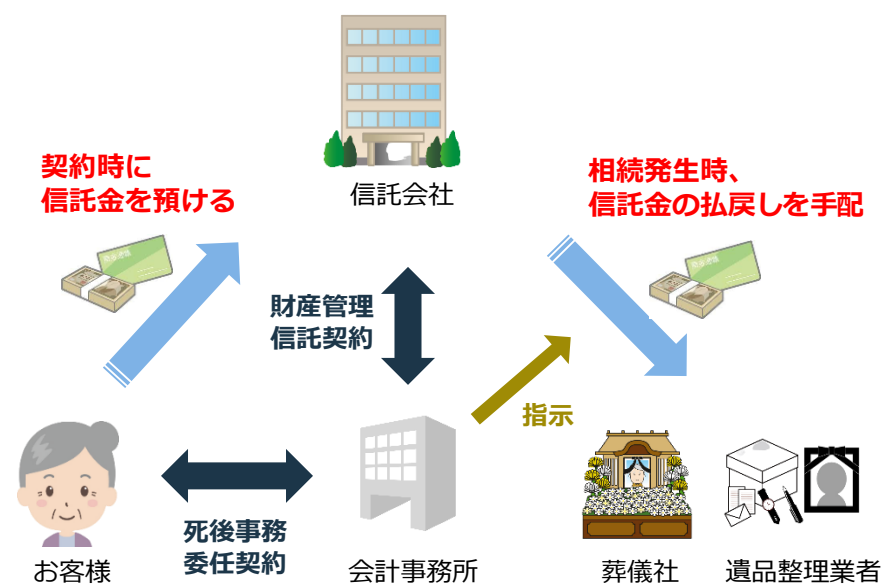
葬儀社や信託会社が破綻したとしても、預けたお金は守られ、全額返金されます。

（※払出等手数料を除く）

また、口座凍結の心配が無いので残された方が困ることがありません。

※預託報酬（追加信託設定）	22,000円（税込）	
上記報酬の振込手数料	550円（税込）	
払出報酬（信託財産の交付）	22,000円（税込）	
上記報酬の振込手数料	550円（税込）	合計 45,100円（税込）

信託の仕組み



2. 士業による「お一人様」5つのサポート

⑤ 尊厳死宣言書とは？

元気なうちに「自分の**終末期医療**」について意思表示をしておく書面

Point

1. 医師は少しでも目の前の患者を延命させることが使命である。
2. 必ずしも担当医師を拘束するものではない。
3. ご家族がいない方はできる限り作成をしておくこと。
4. 身元引受人になる者に託しておくこと。



3

「お一人様社長」 のためのサポート

3. 「お一人様社長」のためのサポート

問題点

1. 会社の清算をどうするのか？
2. 個人の財産をどうするのか？

Point

1. 死亡後の会社清算手続きの準備をしておく
2. 生前のうちに事業承継などを検討しておく
3. 個人の財産の承継先を決めておく



3. 「お一人様社長」のためのサポート

会社の休眠：「社長の死後も会社はそのまま」としておくとする選択

休眠会社の デメリット

1. 法人住民税（均等割）は発生する。
2. 毎年の確定申告が必要。
3. 役員変更登記などが継続的に必要。



3. 「お一人様社長」のためのサポート

Point 1.

死亡後の会社清算手続きの準備をしておく

会社を清算するためにまず必要なこととは？

- ① **解散事由の発生**
 - ・ 株主総会の解散決議
 - ・ 定款で決めた解散事由の発生
例) 代表取締役〇〇の死亡により解散とする等
 - ・ 定款で定めた存続期間満了など・・・
- ② **清算人の選任（株主総会決議や定款で選任）**
→実際に解散の手続きを進めるのは**清算人**
- ③ **解散の登記、清算人の選任の登記**

3. 「お一人様社長」のためのサポート

Point 1. 死亡後の会社清算手続きの準備をしておく

会社の清算には原則として「**株主総会による解散決議**」が必要。
相続人がいる場合は、株式を相続した相続人が解散決議を行う。

Point

推定相続人が複数いる場合には、
遺言で1人の相続人に株式を相続させるようにする

※複数人が相続した場合、遺産分割協議の実施や議決権行使が困難になる恐れあり

清算人も原則として株主総会により選任する。

- 相続人が清算人に就任する方法
- 専門家に依頼する方法



3. 「お一人様社長」のためのサポート

Point 1. 死亡後の会社清算手続きの準備をしておく

相続人がいない場合は、「相続財産管理人」の選任申立てが必要

※相続人全員が相続放棄をした場合も含む

Point

死後事務委任契約を締結し、
その内容に「相続財産管理人の選任申立て」を入れておく
→相続財産管理人が確実に選任されるようにするため

注意点

相続財産管理人は解散決議を行えない可能性が高い
→解散決議を行うため、第三者へ株式を売却することは可能
=株式の売却ができないと解散決議ができないリスク

生前の事業承継がポイントとなる

3. 「お一人様社長」のためのサポート

Point 2. 生前のうちに事業承継などを検討しておく

一般的に、事業承継は以下の方法で検討する。

1. 親族への承継

親族内承継

2. 役員・従業員等の企業関連者による事業承継

例) MBO、EBO、MEBO等 . . .

親族外承継

3. M&Aによる事業承継



3. 「お一人様社長」のためのサポート

Point 2. 生前のうちに事業承継などを検討しておく

承継者や候補者が いる場合

親族、企業関係者への
事業譲渡のケースとなる。

いつ、どのように株式譲渡するのかを
具体的に検討する。

- ① 株式譲渡の方法
- ② 株式譲渡のタイミング（生前or死後）

例) 生前：贈与（新事業承継税制）、
民事信託の活用、死亡後：遺言の活用

承継者や候補者が いない場合

会社自体を売却するという選択

例) M&Aの活用

- 経営者の心情へ配慮することが重要。

3. 「お一人様社長」のためのサポート

Point 2. 生前のうちに事業承継などを検討しておく

民事信託を用いた事業承継

委託者が有する株式を受託者（託される人）に信託することにより、委託者には財産的利益（配当益等）を受ける**受益権**を残し、**管理処分権（議決権・売却決定権）**を受託者に託す方法。
株式から管理処分権を切り離すことができるため、株式を承継することに税金等の移転コストがかからず、柔軟に自社株式の承継をすることができる。



3. 「お一人様社長」のためのサポート

Point 2. 生前のうちに事業承継などを検討しておく

委託者
(株主)



信託契約

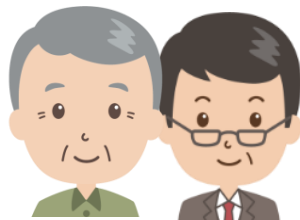
① 信託する



社長A氏

受益権

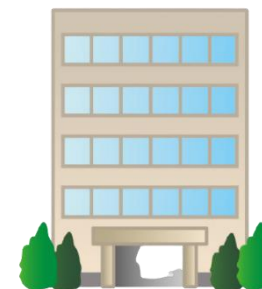
受託者



一般社団法人〇〇〇〇
社員：A氏 B氏
代表理事：A氏

議決権行使

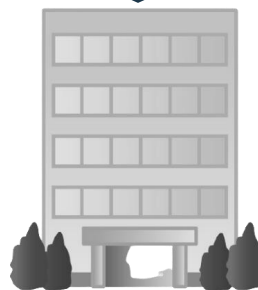
③ 議決権を
行使する



② 株式の管理・処分をする

- ・ 議決権行使
- ・ 売却決定 等

売却
(M&A)



④ 承継する



二代目B氏

受益権

※A氏の死後はB氏が代表理事となり
議決権を行使していく

3. 「お一人様社長」のためのサポート

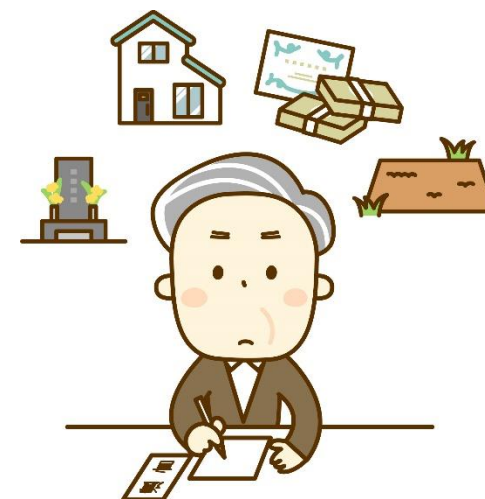
Point 3. 個人の財産の承継先を決めておく

遺言（公正証書遺言）の活用

死後の財産の承継先を生前のうちに決めておく。

承継者が誰もいない財産は、最終的に国庫に帰属することになる。（民法959条）

Cf. 国庫帰属相続財産額（2018年）：約630億円



3. 「お一人様社長」のためのサポート

Point 3. 個人の財産の承継先を決めておく

遺贈寄付の活用

遺贈寄付とは、主に**遺言**によって自己の遺産を**寄付**すること。

- 遺産を社会や特定団体の活動のために役立ててほしいと考える方に最適な方法
寄付先の例) NPO法人、公益法人、学校、地方自治体等

活用例) 遺産を生まれ育った町の発展のために使用してほしい
→地方自治体への遺贈寄付をする

- ① **遺留分**に配慮すること
- ② 不動産等を現物のまま寄付する場合には、寄付先に事前確認が必要。
- ③ 不動産等を寄付する場合、**みなし譲渡課税**に注意。

cf.納税者：特定遺贈→相続人 包括遺贈→寄付先

アイリス相続クラブのご案内

相続・事業承継のメールマガジンや無料財産診断券、
小冊子プレゼントなどさまざまな特典を無料でご利用頂けます。
ご希望の方は、アンケートにチェックをお願いします。



お問い合わせ

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所



03-5436-3737

福岡事務所



092-733-1840

 **IRIS** Certified Public
Tax Accountant's
Corporation

アイリス税理士法人

 相続・贈与相談センター®